

# 資料 2

## 国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令について

平成 28 年 11 月 9 日  
地方創生担当大臣  
山 本 幸 三

### 1. 経緯等

- ◇ 第 23 回 国家戦略特区諮問会議(平成 28 年 9 月 9 日)においてとりまとめた「特区における「民泊」の最低宿泊・利用日数の引き下げ」【別添参照】に基づき、国家戦略特別区域法施行令(第 12 条)の改正を行った。(10 月 25 日閣議決定、28 日公布、31 日施行)

### 2. 概要

#### (1) 最低宿泊・利用日数

地域の実情により異なる宿泊施設の不足状況等に、適切かつ迅速に対応できるよう、最低宿泊・利用日数を引き下げ、自治体の選択肢を拡大。

- 施設を使用させる期間の下限を、(6泊)7日から、(2泊)3日へ短縮すること。

#### (2) 滞在者名簿の備え付け、住民への説明等

現在、内閣府・厚労省共同通知で措置している事業要件を法令化。

- 滞在者名簿が備えられ、これに滞在者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載されること。
- 施設の周辺地域の住民に対し、当該施設が特区における「民泊」に供されるものであることについて、適切な説明が行われていること。
- 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理が行われること。

## 国家戦略特区における追加の規制改革事項について

平成 28 年 9 月 9 日  
国家戦略特別区域諮問会議

### ○ 特区における「民泊」の最低宿泊・利用日数の引下げ

- ・ 内外観光客等の宿泊ニーズの急増に対応するため、本年2月より東京都大田区や大阪府門真市・藤井寺市などの国家戦略特区において行っている、いわゆる「民泊」事業(特区民泊)については、現時点で、既に 22 事業者(うち個人事業者6人)が運営する 27 の宿泊施設(63 室)を認定することにより、滞在者の合計は 208 人(うち外国人 104 人)にも上っており、特区民泊は、順調に実績を伸ばしてきていると評価できる。
- ・ 特に、大田区では、民泊事業者が旅館組合を通じ、近隣ホテルに鍵の受け渡しや本人確認の業務を委託することにより、事実上双方でフロントを共有する試みが見られるなど、民間の知恵・アイデアを活かした好事例も生まれてきている。また、近隣の住居などへの配慮を十分に行うことで、地域社会に受け入れられることも確認されている。
- ・ また、本年中には、福岡県北九州市など、その他の国家戦略特区でも関係条例が整備され、特区民泊が開始される予定である。
- ・ これらの実績等を踏まえ、「日本再興戦略 2016」(平成 28 年6月2日閣議決定)に基づき、国家戦略特区に係る区域会議において関係の地方自治体や民間事業者等から随時、事業実施に伴う具体的な諸課題に係る意見聴取等を行ってきた。
- ・ その結果、現在内閣府及び厚生労働省の共同通知により事業者に義務付けている近隣住民との調整や宿泊者名簿の設置などの措置を、より効果的かつ透明なものとするため法令上明記するとともに、地域の事情により異なる宿泊施設の不足状況等に適切かつ迅速に対応できるよう選択肢の幅を拡げるとの観点から、特区民泊における「最低宿泊・利用日数」を、現行の「6泊7日」から「2泊3日」に引下げるとの要件緩和を行うため、直ちに、必要な法令上の措置を講ずる。  
なお、これらのほか、今後整備される全国ルールの検討に併せて、行政庁による立入検査に係る法的措置も検討する。